株券を発行する旨の定款の定めの廃止に関する公告

当社は、令和8年9月25日をもって、株券を発行する旨の定款の定めを廃止することとしましたので、会社法第218条第1項の規定により公告します。

なお、同日をもって、当社が発行した株券はすべて無効となります。

令和8年9月11日

埼玉県戸田市笹目一丁目41番地の4
株式会社ピアット
代表取締役　横田　真太郎